

吹付け硬質ウレタンフォーム

「ノンフロン化宣言」

新発泡剤製品ご採用のお願い

ウレタンフォーム工業会(東京都港区 会長:馬場紀生)は、法律で義務付けられた達成期限2020年度(2021年3月)を前倒しし、**2019年3月**を目標に、住宅分野で使用される建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームの発泡剤を全てノンフロン化することをここに宣言します。

今後はノンフロン製品をご採用頂きますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

2017年12月8日

なぜ、今、宣言？

フロン排出抑制法の対応

これまで多く使用されてきた発泡剤ハイドロフルオロカーボン(HFC)が、フロン排出抑制法(2015年4月施行)により規制の対象となり、環境影響度の基準値と目標年度が示されたことから、限られた期間の中で確実にHFCの使用量を削減していかなければなりません。工業会会員の吹付け硬質ウレタンフォーム原液の製造業者は、今後、住宅分野で使用されるHFCを使用した建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム原液の生産を計画的に削減してまいります。

準建材トップランナー制度の対応

2017年10月12日に資源エネルギー庁より示された「吹付け硬質ウレタンフォームの熱の損失の防止のための性能向上に関するガイドライン」では、「準建材トップランナー制度」として吹付け硬質ウレタンフォームの断熱性能の向上が求められ、目標年度と目標値が示されました。

省エネ基準義務化の対応

2015年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」【建築物省エネ法】に基づき、2017年4月1日に適合義務や届出等の規制的措置が施行されました。また、2020年に省エネ基準完全適合義務化が予定されています。省エネ基準適合断熱材はノンフロン製品に限定されます。

この宣言を実現するために、JIS A 9526(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)の以下の品種をご採用頂きますよう、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

木造住宅 :A種1H, A種2HまたはA種3
RC造住宅 :A種1H

問合せ先:ウレタンフォーム工業会 専務理事 大川栄二

105-0003 東京都港区西新橋 1-17-1 八雲ビル 3F

TEL:03-6402-1252 Email:eiji.ookawa@asahi.email.ne.jp